

# 一般事業主行動計画

社会福祉法人緑会

社会福祉法人緑会は、次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、職員の仕事と生活の両立を図るため、雇用環境の整備をし安心して働き続けることができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間
2. 内容

目標1 : 令和3年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

## 〈 対策 〉

- 令和2年7月 ～ 所定外労働の現状を把握
- 令和2年10月 ～ 検討委員会での検討開始
- 令和3年1月 ～ ノー残業デーの実施  
主任・リーダー等への研修（年4回）及び  
全体会議等による職員への周知（毎月）

目標2 : 令和4年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上とする。

## 〈 対策 〉

- 令和2年7月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年10月 ～ 検討委員会での検討開始
- 令和2年12月 ～ 計画的な取得に向けた研修の実施
- 令和3年4月 ～ 取得状況のとりまとめによる取得促進のための取組みの開始